

# 令和5年度 定期監査結果報告書

## 第1 監査の基準

この監査は、江南市監査基準（令和2年江南市監査委員告示第1号）に準拠して実施した。

## 第2 監査の種類

この監査は、地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査である。

## 第3 監査の対象

こども政策課、土木課、建築課、消防予防課、保育課、高齢者生きがい課、下水道課、行政改革推進課、総務課、学校給食課、秘書政策課、教育課、環境課、市民サービス課、健康づくり課、財政課、会計課

## 第4 監査の着眼点

- (1) 予算の執行は、計画的、経済的かつ効率的に行われているか。
- (2) 事務処理は法令等に基づき適正に実施されているか。
- (3) 契約事務が適正に執行されているか。
- (4) 補助金等の交付は適正に行われているか。
- (5) 公金の管理は適正に行われているか。
- (6) 備品の管理は適切に行われているか。
- (7) 時間外勤務の管理は適切に行われているか。

## 第5 監査の主な実施内容

令和5年度の財務に関する事務の執行について、あらかじめ担当課から資料の提出を求めるとともに、関係職員から説明を聴取し、併せて関係諸帳簿及び書類等を検査して監査を実施した。

## 第6 監査の実施場所及び日程

### (1)実施場所

監査委員室

### (2)実施日程

令和5年11月21日、24日、28日

## 第7 監査の結果

監査の結果、おおむね適正に執行されているものと認められるが、下記のとおり改善・検討すべき点があった。

なお、監査で確認された軽微な事項等は、各担当課に是正を要望した。

### (改善・検討事項)

#### ① 時間外勤務について（全庁的）

特定のグループや一部の職員に時間外勤務が偏っている課が見受けられた。コロナ後の事業再開や新規事業への対応等やむを得ない面もあるが、課内やグループ内での業務の平準化に努められたい。